

令和 7 年第 9 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 7 年 8 月 2 9 日)

召集年月日 令和7年8月29日（金）

召集の場所 里山文化交流センター 活動室

開会 令和7年8月29日 午後4時00分

閉会 令和7年8月29日 午後4時45分

出席委員（11名）

1 番	谷口雅弘	3 番	早川直助	4 番	吉田実
5 番	古池洋子	8 番	山崎秀樹		
9 番	松井厚雄（会長）	11 番	松宮俊幸	12 番	吉村由美
13 番	浦松勝己	14 番	松尾豊		

欠席委員（3名）

2 番	森和哉	6 番	岩崎誠一	7 番	國久博一
10 番	塩野鐘吉				

出席事務局

局長	小西守	次長	門野幸文	書記	木村光宏
					宮本慶子

提出議案

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和7年第9回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
2番 森委員、6番 岩崎委員、7番 國久委員、
10番 塩野委員の4名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和7年第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局長 ありがとうございます。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議長 それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、10名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議長 日程1 会議録署名委員の指名についてではありますが、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 12番 吉村委員と 14番 松尾委員 を指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程 2 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長
お手元の資料 2 ページをご覧ください。
(議案第 28 号資料説明)
申請地北側隣地の農地を現在申請者の〇〇氏が畑として管理されておられますが、一体的に営農したいということから申請をされました。
許可基準は資料 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山崎委員 はい、議長。
こちらは 22 日に松尾委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、申請地北側隣地農地は現在も畑として管理されているため、今回の申請地について、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 申請者の方は今どこに住まれていますか。

宮本書記 現在、〇〇〇〇に住まれています。また、申請地北側の農地につきましては、〇〇氏の〇夫妻が管理されています。

古池委員 その〇夫婦はどこに住まれていますか。

宮本書記 〇夫妻は、〇〇に住まれています。〇〇に住まっていますが、実家のある〇〇〇〇に定期的に帰省し、趣味として農地を管理されているようです。

古池委員 対象農地の北側と南側は〇〇氏の農地ですか。

宮本書記 そのとおりです。〇〇氏の農地の間に、今回の申請農地である〇〇氏の農地がある状態です。

古池委員 今回の申請で、全て〇〇氏の農地になるということですか。

宮本書記 そのとおりです。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 28 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程 2 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議 長 日程 3 議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
 本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記

はい、議長
お手元の資料 5 ページをご覧ください。

(議案第 29 号資料説明)

申請地は、申請者である〇〇氏の自宅近くにある農地であり、さらにすでに営農を行っている農地の近くにあるということから、効率的に営農したいということで、今回申請をされました。

許可基準は資料 6 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

山崎委員

はい、議長。

こちらは 22 日に松尾委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は〇〇氏の自宅近くであり、営農できると確認いたしました。また、管理している農地も近いこと、稲作をされる意思、さらに灌水パイプラインが設置されていることを確認しましたことから、申請地は水稻栽培の営農ができる事を確認しました。

よって、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第 29 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

賛成全員でございますので、日程 3 議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

議長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。
 その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次長 はい、議長。
 次回の令和7年第10回おおい町農業委員会の開催日につきましては、日程は令和7年9月26日 金曜日、開催時間につきましては、午後4時から、場所は役場 正庁ホールとさせていただきます。
 また、次回の現地確認について、岩崎委員、松宮委員にお願いし、日程は9月19日金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

宮本書記 はい、議長。
 ・タブレットアンケートについて
 ・令和8年度農業政策に関する提案について

議長 それではこれで、令和7年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。